

旭区役所周辺まちづくりプロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 旭区役所及び旭区保健福祉センター分館の周辺（以下「旭区役所周辺」という。）には、旭区役所や旭消防署をはじめ本市所管の施設が隣接立地しており、これらの施設の多くは老朽化し、建替えが必要となっている。このため、将来を見据えた旭区役所周辺の一体的なまちづくりを推進するにあたり、全庁的な取組として、関係する区局間の情報共有を図るとともに、課題解決に向けた調整や進捗管理を行うことを目的として、旭区役所周辺まちづくりプロジェクトチーム（以下「旭区役所周辺まちづくりPT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 旭区役所周辺まちづくりPTは、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 施設の複合化や再配置、余剰地の有効活用に関すること
- (2) その他旭区役所周辺のまちづくりに関すること

(組織の構成)

第3条 旭区役所周辺まちづくりPTは、リーダー、サブリーダー、プロジェクトチームメンバー（以下「PTメンバー」という。）及びワーキンググループメンバー（以下「WGメンバー」という。）で組織する。

- 2 リーダーは、旭区長（区CM）をもって充て、前条各号に掲げる事務を総括する。
- 3 サブリーダーは、旭区副区長をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、リーダーを補佐する。
- 4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。
- 5 PTメンバーは、別表1に掲げる職にある者をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、実務を監理する。
- 6 WGメンバーは、別表2に掲げる職にある者をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、実務を担当する。

(会議)

第4条 旭区役所周辺まちづくりPTに、PTメンバー会議及びWGメンバー会議を置く。

(PTメンバー会議)

第5条 PTメンバー会議は、リーダーが招集する。

- 2 前項の会議において、リーダーは各事案について意見の整理・調整を行うとともに、内容の精査・検討を求めることができる。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは、会議をウェブ会議（インターネットを通じて、出席者の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行うことをいう。以下同じ。）、文書その他の方法により開催することができる。

（WG メンバー会議）

第6条 WG メンバー会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、旭区役所企画課未利用地等担当課長をもって充てる。
- 3 WG メンバー会議は幹事が招集する。
- 4 前項の会議において、幹事は各事案に対する意見の整理・調整を行う。
- 5 幹事は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。
- 6 幹事は、必要があると認めるときは、会議をウェブ会議、文書その他の方法により開催することができる。
- 7 各事案に対する意見の整理・調整をより詳細に行うため、WG メンバー会議内に作業部会を置くことができる。作業部会のメンバーは、係長級の職員をもって充てる。

（庶務）

第7条 旭区役所周辺まちづくり PT の庶務は、旭区役所企画課において行う。

附則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

別表 1

旭区役所	区長（区 CM）【リーダー】
	副区長【サブリーダー】
市民局	総務部長
契約管財局	活用支援担当部長
計画調整局	開発調整部長
福祉局	高齢者施策部長
健康局	独立行政法人支援担当部長
こども青少年局	保育所機能整備担当部長
	子育て支援部長
環境局	総務部長
都市整備局	住宅部長
	市街地整備部長
建設局	企画部長
消防局	総務部長

別表 2

旭区役所	総務課長
	企画課 未利用地等担当課長【幹事】
市民局	総務部 区庁舎整備担当課長
契約管財局	管財部 財産活用担当課長
計画調整局	開発調整部 地域開発担当課長
福祉局	高齢者施策部 高齢福祉課長
健康局	総務部 市民病院機構支援担当課長
こども青少年局	幼保施策部 保育所再編整備担当課長
	子育て支援部 管理課長
	中央こども相談センター 教育相談担当課長代理
環境局	総務部 契約管財担当課長
都市整備局	住宅部 建設課長
	市街地整備部 まちづくり企画担当課長
建設局	企画部 連携推進担当課長
消防局	総務部 施設課長